

山口県報

平成 21 年
11月 4 日
(水曜日)

目 次

公 告

県営みね地区中山間地域総合整備事業の換地処分（農村整備課）



(三四二) 県営みね地区中山間地域総合整備事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
県営みね地区中山間地域総合整備事業の施行に係る地域の換地処分を次のとおり行いま
した。

平成二十一年十一月四日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日

平成二十一年十月十九日

二 換地処分の内容

県営みね地区中山間地域総合整備事業換地計画書に記載された換地計画のとおり

平成二十一年十一月四日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁